

平成31年第 1 回基山町議会（定例会）会議録（第 5 日）						
招集年月日	平成31年 3 月 1 日					
招集の場所	基 山 町 議 会 議 場					
開閉会日時	開会	平成31年 3 月 7 日 9 時 3 0 分			議 長	品 川 義 則
及 び 宣 告	散会	平成31年 3 月 7 日 1 4 時 2 5 分			議 長	品 川 義 則
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠 席 議 員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1 番	松 石 健 児	出	8 番	河 野 保 久	出
	2 番	大久保 由美子	出	9 番	重 松 一 徳	出
	3 番	末 次 明	出	10番	鳥 飼 勝 美	出
	4 番	栗 野 久 明	出	11番	大 山 勝 代	出
	5 番	久保山 義 明	出	12番	松 石 信 男	出
	6 番	牧 藺 綾 子	出	13番	品 川 義 則	出
	7 番	木 村 照 夫	出			
会 議 録 署 名 議 員		10番	鳥 飼 勝 美		11番	大 山 勝 代
職務のため議場に 出席した者の職氏名		（事務局長） 藤 田 和 彦		（係長） 久保山 晃 治		（書記） 梶 宏 子
地方自治法 第 1 2 1 条 第 1 項 に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長	松 田 一 也		定住促進課長		長 野 一 也
	副 町 長	酒 井 英 良		建 設 課 長		古 賀 浩
	教 育 長	大 串 和 人		会 計 管 理 者		酒 井 智 明
	総務企画課長	熊 本 弘 樹		教 育 学 習 課 長		井 上 克 哉
	財 政 課 長	平 野 裕 志		こども課保育園長		高 木 久 幸
	税 務 課 長	寺 崎 博 文		産 業 振 興 課 参 事		寺 崎 一 生
	住 民 課 長	吉 田 茂 喜		まちづくり課図書館長		天 本 洋 一
	健康福祉課長	中牟田 文 明		まちづくり課協働推進係主幹		熊 本 暁 浩
	こ だ も 課 長	平 川 伸 子		まちづくり課文化・スポーツ係主幹		井 上 信 治
産 業 振 興 課 長	毛 利 博 司		まちづくり課生活環境係主幹		中 村 隆 史	
議 事 日 程		別紙のとおり				
会議に付した事件		別紙のとおり				
会 議 の 経 過		別紙のとおり				

会議に付した事件

- 日程第 1 追加議案上程 提案理由説明（議案第14号）
- 日程第 2 議案第 1 号 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第 2 号 基山町地域優良賃貸住宅基金の設置、管理及び処分に関する条例
及び基山町地域優良賃貸住宅設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 5 号 基山町地域優良賃貸住宅の指定管理者の指定の期間の変更について
- 日程第 5 議案第 3 号 基山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 4 号 基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 7 同意第 1 号 基山町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 8 同意第 2 号 基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 9 議案第 6 号 平成30年度基山町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第10 議案第 7 号 平成30年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第11 議案第 8 号 平成30年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第12 議案第 9 号 平成30年度基山町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第13 議案第10号 平成31年度基山町一般会計予算
- 日程第14 議案第11号 平成31年度基山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第15 議案第12号 平成31年度基山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第16 議案第13号 平成31年度基山町下水道事業会計予算
- 日程第17 議案第14号 平成31年度基山町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第18 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第19 報告第 1 号 基山町土地開発公社の事業報告について
- 日程第20 委員会付託

（追加日程）

- 日程第 1 議案第 3 号の訂正請求の件

～午前 9 時30分 開議～

○議長（品川義則君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
これより直ちに開議します。

日程第 1 追加議案上程 提案理由説明

○議長（品川義則君）

日程第 1．追加議案上程、議案第14号の提案理由の説明を議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

それでは、平成31年度第 1 回定例議会に付議いたします追加議案について提案理由を御説明申し上げます。

今回、追加議案は平成31年度補正予算案件 1 件を上程いたしております。

それでは、提案理由について説明いたします。

議案第14号 平成31年度基山町一般会計補正予算（第 1 号）についてでございます。

今回、補正予算として総務管理費154万7,000円の増額をお願いし、財源調整として、予備費154万7,000円を減額するものです。

一般会計予算総額につきましては、歳入歳出、増減はございません。

内容につきましては、庁舎及び保健センターの電話機の借り上げ料を追加するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく御審議いただき、御可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

日程第 2 議案第 1 号

○議長（品川義則君）

日程第 2．議案第 1 号 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。末次議員。

○ 3 番（末次 明君）

今回の 1 号議案ですけれども、今回の議案の職員の区分を 3 つに分けられております。この条例の制定をするに当たり、基山町役場職員のそれぞれの各区分で、最大でどれぐらいの深夜や時間外の勤務をしているかということを当てはめられてみられましたでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

追加の資料のほうで想定する部署について御説明をさせていただいておるところでございますけれども、当然現状の時間外等を勘案したところで想定をしておりますし、また、国のほうが想定いたしておりますのが特に災害であったり、そういったところの対処をする部分になると思います。そういった部分については別に定めるという形になっておりますので、そういった立場になったときにまたその職員等については明示をするようになっておりますので、少しこの部分の取り扱いというのは、流動的な取り扱いになっていくのではというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

町長にお伺いいたします。

今回の議案資料の2ページから8ページまでの資料を見ていただきたいんですけども、他律的業務の比重の高い部署と指定された部署職員の上限が1カ月100時間、年間720時間となっているが、月100時間というと、月曜日から金曜日までを毎日5時間4週間して100時間という形なんですね。さらにその上の部分では、今度は上限の特例についての説明がありますけれども、上限時間の規定は適用しないというふうになっております。職員の皆さんの心身の健康と効率を考えると、この条例というのは当然設けなくてははいけませんけれども、町長としてはどういうふうにこれをうまく職員の健康管理に生かしていけるんでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、何時間という数字のイメージを強めることが必要かと思っています。どうしても時間を守らずとか、残業するのが当たり前みたいな考えになってしまうということもありますので、今回それに加えて一般質問の中でも御回答いたしましたけれども、産業医に来てもらって、今それこそ月3カ月連続である一定の超える超勤を連続してやった方には管理職も含めて一緒に面談をしてもらいたい、そういうことをきちんと入れて残業時間の45時

間なり、残業時間の時間をきちっとみんなでもうちょっと考えようというふうなことに今回の条例は大きな意味があるのではないかというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

じゃ、月100時間というのを職員本人、あるいは上司の皆さん、課長の皆さんがどういうふうにして捉えようということなんでしょうか。例えば、そういうシステムをきちっと何かもう既にソフトみたいなのを取り入れられるんでしょうか。それとも、あくまでも個人が、自分で今週金曜日になったけど、もう90時間しているとか、そういう管理をするんでしょうか。

それと、あとはそういうところに今度、いわゆるサービス残業とか、そういうところが微妙に100時間を超えるからやばいとかいうことで、サービス残業にならないかなとかいうことを危惧するんですけど、そのあたりのシステムというのは整備されるんでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まずはこの時間外そのものは、やはり命令の行為でございますので、まず一義的には、やはり命令をかけていく管理職がそのそれぞれの部署の立場の上限時間というのをきちっと把握しておく必要があるというふうに考えております。

そういった部分で、やっぱり命令を出すときにきちっと累積時間を考慮しながら、健康にも配慮しながら命令をしていくというのが私ども管理職の立場というふうに思っておりますので、そういった部分の研修を含めて、それぞれの課の誰がどの部分に該当していくということはきちっと4月に入る前に各課に示して、職員そのものにも理解ができるように周知を努めていきたいというふうに考えています。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

所管外ですので、二、三質問させていただきますけれども、まず、この一部改正は国の規則の改定からなされたものということで理解しておりますけれども、議案資料の5ページ、

6 ページの付近でちょっとお伺いしますが、基本的なことです。

まず、任命権者という言葉がありますけれども、一番上での命令を持つのは町長だと思いますけれども、あと、課長がおられて主幹の方がおられるということで、そこら辺についてはどこら辺までが任命権者に当たるんでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まず、任命権者というのは、そもそも町長が該当してくると思います。それを受けたところで、そういうふうに時間が決められておりますので、そういったところを守りながら時間外命令を出していく者が管理職という考え方になっていくというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4 番（栗野久明君）

当然、勤務に関する命令ですから、トップダウン、上からの仕事量を考えながらの部分があると思いますけれども、そういったことで時間的な管理で職員の健康または福祉を守っていくということで挙げられると思うんですけれども、健康を害している課の方が出てきたとなればその報告等が下から上がっていくと思いますけど、今現状ではこういった形になっていきますでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まずもって、そういった精神的な部分で休みに入っている職員は、現状としてはおりません。仮にそういった職員が出てきた場合については、まずは一義的にそれぞれの管理職である課長がまず把握をさせていただいて、その後に人事部局であります総務企画課のほうに報告をしていただいて、最終的には町長まで報告をさせていただくというふうな形をとらせていただいています。

それと、あわせて町長のほう、たびたび申し上げられておりますけれども、やはりまずはないことが非常に重要なことだと思っておりますので、そういった時間外等が多く発生している課であったり、職員については、やはりメンタル的な相談もきちっと行わせる必要

がありますので、そういった対処を講じていくべきだというふうに考えておるところでございます。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○４番（栗野久明君）

具体的には、６条の２項の部分で大きく追加されているということですがけれども、この中で他律的業務、理解している部分では、役場の中で横断的に仕事、業務をしてもらわないといけない、組み合わせてやるとなると、その課だけで考えたものではなくて、そういった意向で動く部署と書かれているのかなと。ですれば、緊急で集まって打ち合わせたりしたり、その時間等が延びてくるということで上がっているのかなと。

それから、もう一つが特例業務、災害等、特別なものを書かれております。こういったもので著しく時間が超過すると健康その他に害してくるということで、もし、それが時間の規定で超える見込みがあった場合にどう対処していくのか、また、基山町庁内の職員でもこなせないような災害等、起こってくるようなことが想定された場合または超過するというふうな事になった場合の対処法をちょっとお聞かせをお願いします。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まずは先ほど述べられた部分の他律的業務の比重が高い職員であったり、そういった部分につきましては追加の３月１日に提出をさせていただいた資料の２ページのほうに具体的な事例を挙げさせていただいておりますので、そちらのほうをまずはお目通しいただければと思います。

本題の御質問でございますけれども、やはり今回の特に平成30年７月の豪雨の対応についてもそうございましたけれども、どうしてもそれぞれの原課だけでは職員にも限りがございますので、まずは一義的には、例えば災害復旧であればそれに対応できるコンサルタントであったり、そういった、まず委託できる場所を探すということになると思います。

探して大半依頼できたとしても、対応できなければ、今回もさせていただきましたが、各課にその、例えば建設課の工務係であったりとか、そういったところを経験した職員がほかの課に異動いたしておりますので、一時的に支援体制をつくるということで対応していく

というふうに現状としては考えておりますし、今回もそのような対応をさせていただいたところでございます。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

栗野議員の御質問に合っているかどうかわかりませんが、例えば朝倉市の例なんかは、とても大きい被害の部分については朝倉市では対応できないということで、福岡県、それから国が直轄でやるような、そういうところも今、あるもんでございますので、もし基山で先ほど言われたようなことがあれば、そういったことも当然ながら早い時期に要請して庁内だけの力に頼らないということをやることが一番肝要かなというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

ほかに。河野議員。

○8番（河野保久君）

ちょっと基本的なことというか、僕も民間で人事関係の仕事をやっていたもんで、その辺とのあれで釈然としないところがあるんですが、まず時間外ありきの勤務体制になっているような、時間外をここまでやるということは、もう時間外が当然、時間外は45時間までやっていいんだよとか、そういうことのありきの人事配分とか、仕事の配分になっているんじゃないかなという気がするので、それはないですね。

というのは、やっぱり時間は、決められた日に決められた時間で決められた仕事を時間外なしでやるのが、僕は理想だと思うんですね。それが、国が大きく求めている働き方改革というのはそういうことに全体がなしていきましようということだろうと思うんですが、何かその辺はどうなっているのかなと思って、ちょっと確認です。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まずは、今回の条例につきましては時間外勤務労働が前提というか、当たり前であってところではございません。あくまでもその働き方の中でそれぞれの職員に応じた時間外の限度を今回お示しするということでございますので、そういうふうに御理解をいただければと思います。

当然、時間外については時間外命令でございますので、基本的には服務規定にも書いておりますけれども、基本的に就労時間であります本町職員であれば8時半から5時15分までの間に仕事をして、その勤務時間が終われば速やかに退庁するというのが基本だというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

では確認ですけど、時間外の業務については、あくまでも管理職の方が、こういう仕事をいつまでにやらなきゃいけないから、きょうはこの辺のところまでやっていってくれよとか、何時ぐらいまでちょっと悪いけど残ってやっていってくれよと、時間管理しながら命令を出して、それに従って課員の人たちが時間外勤務を行うという考え方でいいんでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

当然そのプロセスの中では、担当であったり係長と協議をしながら、最終的に管理職がきょうは残って仕事をさせていただきたいということで命令を出すという考え方でおります。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

うちの所管ですけれども、ちょっと基本的なことをお聞きいたします。

命令するに当たっては、職員の健康及び福祉を害さないように考慮しなければならないというふうになっておるわけですが、残業は断ることができると思うんですが、それはどうでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

基本的には命令になっておりますので、命令を受ければ、その命を受けるという形になります。ただ、先ほども申し上げましたけれども、やはりそういった命令を出す過程においては、その担当であったり担当係長とそういった部分の協議をした上で出させていただきます

ので、拒否というか、そのプロセスの中で合意をして命令を出すという形になりますので、ある意味ではそういったことになるかもしれません。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

残業命令を出す判断をするとき、十分関係職員とその辺の健康面とかいろんな面とか、そこら辺を聞いて、そしてやるということですね。そういう聞く中で、きょうどうもできないと、重大な用事があるとか、本人にとっていろいろあると思うんですよ。極端には親父が死にましたと、極端ですけど、いや、してくださいと仕事がありますからという、極端な例ですけど、だから、絶対仕事のことだけ考えて残業をしてくださいというふうにはならないということですから、命令する前に十分に聞いて、本人がきょうはどうしてもだめだといった場合は、命令は出さないということですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

そういったところも十分考慮したところで命令は出していくということが基本であるというふうに考えています。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。久保山議員。

○5番（久保山義明君）

できるだけ細かい議論は委員会のほうでやっていただきたいと思いながら、私自身が理解できていないところもありますので、お尋ねいたします。

まず、追加資料でいただきました分の2ページ、上限時間の一覧表ですね。これは指定という言葉と想定という言葉があるわけですよね。この指定する部署というのは、どの段階で指定をされるのか、まずこれをお尋ねいたします。

それと、先ほどから管理職による命令というのが基本的にあると、それはもちろんそうだと思います。その命令書という様式があるのかどうか、また、そこに勤務時間の上限時間が明記されているのかどうか、このあたりをあわせてお尋ねいたします。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まずは指定をする時期という形でございますけれども、今回については施行日を平成31年4月1日という形にさせていただいておりますので、その前には、まずは始まりとして指定をさせていただきたいというふうに思っております。それで、その指定については国のほうから留意事項について文書が届いておりますけれども、そのときに指定をかけたときの行為でございますけれども、部署の範囲を定めた場合については、職員等へみずからの上限時間がわかる方法で知らせるようになっていることになっておりますので、庁内調整会議での管理職を通じての部分と、あと内部情報系の中にインフォメーションで職員全体に周知する場所がありますので、そういった場所で周知をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、時間外命令の様式でございますけれども、この分につきましても内部情報系の中のシステムの中で時間外命令を電子決裁で行うようになっております。ただし、今のところそのシステムの中にそれぞれの対象となる職員の上限までの表記はございません。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ありがとうございます。

それで、今通常は職員の勤務時間というのは出勤して退勤するまでの時間だと思うんですけれども、基本的には5時15分でその命令をいただいている職員に関しては5時15分までの勤務だということですよ。これは私一般質問でさせていただいたことがあるんですけれども、退勤ボタンを押していない職員が非常に多いというふうなこともお聞きしました。これはやっぱり現実的なものにかえてみますと、昼間の時間に現場であるとか出張であるとか、要するにその場を離れることが多い職員はたくさんいると思うんですよ。戻ってきたところ、やはりきょうじゅうに済ませなきゃいけない事務作業が残っていると。ですから、当然勤務時間内で終わらずに作業を続けていくということがほとんど今残っている、いわゆるサービス残業というのかどうかかわかんないですけれども、そういった部分になっていると思うんですよ。

ここもまた同時に見直していかないと、やはり、その前提では8時15分から5時15分の間というものはわかるんですけれども、でも、この仕組みの中に誰かにそういう仕事が偏って

しまうと恐らくこういうことが当たり前になってしまう、その解決策としてどういったものを考えられるのかということと、当然そういうものを想定した中で今回の議案の上程というのがあるのかどうかという、考え方の問題なんですけれども、そこをお尋ねしたいのと。

例えば、特例の場合なんかには、当然、例を出してあれなんですけど、建設課だけで賄いきれない部分を、当然建設課の経験のある部署の者が応援に行ったりする場合、これは誰がどのようにして命令を出すのか、そして、この場合はその個人に出すわけですね。個人に出すということが今回の条例の中でできるのかどうか、このあたりもあわせてお尋ねします。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まずは退勤の管理についてでございますけれども、この分については以前から議会のほうから少し御指摘もいただいて、当初は出勤簿のかわりということで出勤の部分だけをシステムで打刻するという事で長い間運用してきていたわけなんですけれども、ここ最近につきましては退勤についても、先ほど議員おっしゃったような意見も踏まえたところで退勤も管理していく必要があるだろうということで、退勤についても現状としては打刻を職員にはしていただいているところでございます。

ただ、現状として全員が打刻しているかというところについては少し疑問なところもございまして、1月に衛生委員会を開催させていただいたときにも、そういった御指摘をいただいて、やはりそこについては強くサービスについては私ども合っていないというふうに認識をいたしておりますけれども、ややもするとそういった疑いも持たれる部分もありますので、きちんとした業務が終わったときの打刻は押していくべきというふうに考えておりますので、そこについては今回の条例改正を機に、少なくとも新年度からはきちんと管理をさせていただいて、やはり打刻がされていない職員については少し指導も強く行っていきたいというふうに思っております。そういった部分については人事担当の係長、係員とも少し打ち合わせをして、4月からきっちりやらせていただいて、なかなか毎日そこを管理していくというのは厳しゅうございますけれども、一月月末処理をさせていただいて、一定の打刻がない職員については私どものほうからきちっと指導をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

やはり今回のこの条例改正の目的というのは、1つは上限を決めることによって、それを

超えないことは当然のことでございますけれども、効率的に時間外にしてもやっていくというところも含めたところで考えておりますので、そういった指導もきちっと行っていきたいというふうに思っております。

それから、災害等の特例に関してでございますけれども、個人が、例えば今、総務課に来ていて、建設課の経験があったという場合については、個人についての特定をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

所管ですので、基本的なところだけ伺います。

ことしの2月15日、佐賀新聞に県職員2人自殺、公務災害にという記事が載っていたと思いますので、知ってあると思いますけど、県の職員2人が自殺をしたと。これが公務災害に当たるんだという形で、最終的に県のほうはこれを認めて慰謝料を払ったというのがあります。そのときに県のほうが言ったのは、安全配慮義務違反をしたのを認めたんですね。安全配慮義務違反とはどういうことかということ、超過勤務をさせたこと、これが自殺の原因の要因になったんだという形で安全を配慮することに自分たちは違反したんだというふうな内容なんですけれども、もしこれが基山町にも、今大変長い時間、超過勤務、超勤ありますから、もしも何かがあったときには基山町はこれで訴えられる可能性というのは十分あるんですね。

そこで、安全配慮義務違反というのはどういう場合に、この超過勤務に関してですけれども、どういう限度内、ガイドラインに基づいて、これはなっているというふうに捉えられておりますか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まずは、やはりこれまでは特に公務員に関していえば上限時間とかが定められているわけではございませんでした。どちらかというと、労働基準法なりのそういった時間外の上限であったり、そういった部分を参考にしながら対応してきたのではというふうに考えております。

今回については、特に4月以降につきましてはこのような上限時間を設けることによって少なくとも、この時間を超えないようにきちんと法令を守っていくことによってそういった部分を未然に防止するということだと考えておりますので、そういった部分を当然逸脱したところで命令を出していくということになれば、そういったことの違反になるというふうに認識しておるところでございます。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

こういうふうに総務部の部長はコメントを出しているんですけれども、精神的、肉体的負担を公務で与え、勤務時間の管理が適切でなかったことは県として責任を負うべきというふうな形なんですね。言うように、勤務時間の管理ができなかったというのもあるんですけれども、精神的、肉体的な負担をやっぱり公務で与えているんだと、長時間勤務させることがまたそれによって、だから、言うように時間管理だけをすればいいという問題でもないんですね。その職員のそれぞれの体調なり、または精神状態なり、その分を十分考慮しなければならないというのがありますので、その辺も含めてきちっと対応していただきたいというふうに思いますけれども、いいでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

そういった部分についても特に次年度以降については具体的にそういったメンタルヘルス的な部分の強化も行っていきたいと思っていますので、そういったところにも十分配慮をしながら対応していたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

この分野の話は、まずはそういうメンタル的にならないようにするというのが一番なんです。そのためにはそれぞれの部署におけるコミュニケーションが一番大事だというのが第1ですね。ただ、それでも今、基山町でも幾つかの事象が出てきていたわけです。そのときにはなるべく早く休ませることです、次はね。もう発見したらすぐ休ませて、しかも十分な

期間休ませるということが第２です。そして、第３は戻ってくる課、要するに課の配置ですね。これは人と人の話なので、誰がストレッサーになっていたかも含めて、仕事だけではなくて人、そして仕事の内容、そのためには配置ということで、それを今やっているつもりなので、そういう意味でいうと、今病気で休んでいる職員は基山町の役場にはなくて、皆さん復帰してそれぞれ休んだときと違う部署で、今活躍していただいているというのが今の現実なので、超過勤務の時間はもちろん大事なんですけど、その辺のきめ細かなことが大事だというふうに思っています。

それからもう一つ、私が今心配しているのは、長期のやつが来た場合、そんなすぐ来ないんですよ。逆に半年ぐらいして影響が出てくる可能性があるので、今回の災害の関係でいうと、これから先、逆に言えば一段落したときに注意しておかなきゃいけないというのは思っているところでございます。そういうことも含めて、きめ細かにやっていかなきゃいけない話だというふうに思っておりますので、今回の条例は数字だけの話というか、そういう考え方、国の流れから来ている話でございしますが、これとは別の世界でそれと一緒にって一体となってそういうことを役場全体としてやっていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第１号に対する質疑を終結します。

日程第３ 議案第２号

○議長（品川義則君）

日程第３．議案第２号 基山町地域優良賃貸住宅基金の設置、管理及び処分に関する条例及び基山町地域優良賃貸住宅設置及び管理条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。重松議員。

○９番（重松一徳君）

ダブった質問はしませんが、10月31日に私たち全員協議会で説明を受けたときに、4月1日から7月1日に入居日が変更されることによって条例改正をしないと、債務負担行

為の見直しについてもしたいと、これについて3月議会で提案したいというのを受けました。そのときに私は、ほかに議会のほうに議案として出す部分はないのでしょうか、というふうに伺いましたときに、内容をもう一回精査してあればしたいという形でしたけれども、今回、この部分しかありませんので、ほかにはなかったんだろなというふうに思っています。

それで、私は公共事業というのは全てが文書契約で結ばれていきます。ですので、私は文書契約については大変重きを置いて見るんですけれども、契約では4月1日、3月末に受け取りして4月1日から入居、これは契約書の中に入っています。今回契約書の変更については議会のほうには提出されておりません。

1点は、なぜ契約書の変更を議会のほうに出さなかったのかというのが1点。

それから、契約書の変更を出さなかったというのは当然説明を受けますけれども、現在、契約書の変更はされていないと思うんですね。もし、契約書の変更を先にすれば、この議案第2号は専決処分になりますから、ということは、あくまでも今でも契約書類は4月1日が入居という形でなっておかなければ問題があるというふうに思っています。この辺の今議案でかけてある第2号及び第5号、それに補正予算の債務負担行為、この辺を議会が議決した後、7月1日までに向けての一連の流れ、どのようになっているのかを含めて説明をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

まず、今回の事業日程、入居日等の変更にあたって、その件について議会にお諮りをしていない理由ですね。

まず、議決事項といたしましては、昨年4月に事業契約の議案について可決をいただいております。その中で対象議決事項として御提案させていただいたのが事業名、契約の方法、契約金額、契約の相手方の事項でございます。事業期間につきましては、議案の中には含まれていないというふうに理解をしておりました。今回契約について変更、事業日程の部分が変更になりますけれども、その4月に議決をいただいた事項に変更はないというところで、議決事項ではないというふうに考えましたので、議案の中には含んでおりません。

また、事業日程の変更について、議決は別として、議会のほうにお諮りをしていないというところについては、変更の内容自体が昨年10月にも御説明をしておりますとおり、事業期

間が3カ月後ろ倒しになりますと、それに関連して必要な条例等の改正、予算の措置を行わせていただきますというところで、逆に言いますと、変更される対象が事業日程の部分だけでございましたので、改めてお諮り、報告するということはさせていただいていなかったというところでございます。

それから、今後の日程の部分なんですけれども、まず事業契約の変更については、まだ当然、今回一連の議案の議決をいただきましてから年度末までに日程の変更に係る部分について変更契約を締結したいと思っております。それが終わりました、今後、1つ契約に関してまだ確定をしていない事項ございまして、金額の部分で、今回施設整備費、サービス対価Aというふうに予算上説明をよくしていたところなんですけれども、ここにつきましては30年の割賦払い、分割払いとなりまして、その部分については分割払いの際の金利負担、利息といえますか、その部分が発生をいたします。この金利が今度の施設引き渡し日の2営業日前に確定をする形になります。つまり、まだ未確定でございますので、その時点の金利水準でもって、再度30年間のコストの計算をし直して上振れ、下振れする可能性ございますので、そういったところを含めて、もし上振れするようであれば変更契約をまた締結、そういった内容も含めてしていく形になると思っております。その際には当然、契約金額は変わりますので、変わるのであれば、また改めて議決をいただかないといけないというふうには考えております。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

議会の議決にかける事項というのは、条例で決まっているんですけれども、今回の基山町子育て・若者世帯の定住促進住宅整備事業契約、これは地方自治法の第96条第1項第15号の規定により議会の議決なんですね。私たちが普通、工事契約でする場合、議会の議決に係るのは工事契約が5,000万円以上は議会の議決をしなければならないというのがありますけれども、これは96条第1項の第5号になるんですね。この第15条というのは、その他法律により議会の議決を求めるという中身なんです。その他法律というのがPFI事業なんですね。PFI事業というのは議会の議決に諮りなさいよという中身なんです。これは括弧して条例も含むというふうな文章、私もここを何回も確認するんですけれども、私たちが今回議会の中で住宅整備事業を審議するときに、金額だけでなくそれに基づいて出されていた資料、

第1条からずっと、きょう持ってきていませんけれども、あるんですね。その中に受け取りの日にち、そして入居日、そして30年間というのも含めて書いてあるんですね。そしたら、そこが変更になるということは、さっき言いました第15号にかかわる全てに私は関係しているんだと、それだけこのPFI事業というのは30年間という長い期間をする分だから議会にきちっと諮って議会の議決をきちっともらってくださいよという中身というふうに私は捉えるんですね。

そうすると、今回の場合、手続的に、私は議会に先ほど言いましたように第2号、第5号、そして補正、債務負担行為の見直しを含めて、議会の議決を受けた後にもう一度私はこの契約を議会の議決にかけて議会の承認を3月31日前までにもらうべきではないかというふうに、それこそ公共事業の手続の問題なんですけれども、ここはそういう、私の今言いました中身とは多分解釈が違ふだろうと思いますけれども、私が今申しました中身というのは法律的にはどちらのほうに捉えなければならないようになっていますか。

○議長（品川義則君）

長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

事業契約に当たっての議決事項につきましては、当然、昨年4月に契約案を上程させていただくときにも検討させていただきました。議員おっしゃるとおり、根拠法についてはいわゆるPFI法ですね、民間資金等の活用による公共施設等の整備等促進に関する法律の第12条になるんですけれども、こちらで事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合は、あらかじめ議会の議決を必要とすると。金額というのが5,000万円となっておりまして、当然今回の事案も該当してきますので、昨年4月に、先ほど申し上げた契約金額ですとか相手方とか、そういったところを含めて議案を上程させていただきましたので、あわせて契約書の案ですとか、そういったところについては全員協議会等でも御説明をさせていただいたところです。

先ほどの繰り返しになるんですけれども、今回、議決事項に事業期間の変更に係る契約の変更を上程しておりませんのは、昨年4月の上程しました議案の中に事業期間の部分が含まれておりませんでしたので、その変更というものを今回議案の中には含めていないということです。

ただ、今回関連議案として、設置ですとか基金の条例の施行日を4月から7月に変更して

いること、あと、予算につきまして当然3カ月後ろ倒しになることに関係して、債務負担行為の最後の3カ月分を計上させていただいているところと、あと繰り越しの部分もそうなんですけれども、あと指定管理ですね、特に指定管理の部分が明確にここで期間を明示した形で議案として出させていただいておりますので、事業日程の変更につきましては、ここで御理解いただけるのかなというところで議案を上程させていただいております。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

私と定住促進課長の解釈が違いますけれども、法律的に誰になるか、ちょっとわかりませんけれども、統一的な町の解釈というのを出してもらえませんか。大変大事なんですね、この契約というのは。私たちは必ずこの契約に基づいていろんな事業の展開をしますから、後で、いや、この契約のあれが間違っていたとなってもだめですし、私の解釈が間違っていたら私も間違っていたという形できちっと認めますので、統一的な解釈を出していただきたいと思います。

○議長（品川義則君）

暫時休憩します。

～午前10時18分 休憩～

～午前10時32分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

先ほどの件でございますけれども、ベースになりますPFI法の第12条の中で、議会の議決を要する内容といたしましては事業契約で、その種類及び金額についてということになっておりますので、ここで特段期間、工期的な期間というものはございません。昨年4月に事業計画の議決をいただきました内容につきましても、今回お話になっていきます工期については議決の案件とはなっておりませんでしたので、そこの部分に変更がありましても、そもそも議決をいただいている内容の部分ではありませんので、これに関しての改めての議会の議決というのは必要ないというふうな解釈になります。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

わかりました。なぜ、私ここを確認を含めて聞いたのかというと、初めての事業なんですね、私たちにとって。そして30年間という長い事業でもあります。この出発点でもありますし、今回の入居日の変更とかいうのは本当、想定外のことでもありますので、この辺を含めて、私たちもきちっと対応しなければならないということも含めて質問しました。

今言われた部分で、私の解釈が多分間違っているんだろうなと思いながら聞きましたので、もうあとはこれ以上は申しませんので、よろしく願いしておきます。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

重松議員が今同じあれですけど、基本的なことですね。この議案に対して、第2号議案、附則「この条例は、公布の日から施行する。」とうたわれていますね。第1号議案、第3号議案、第4号議案、全て平成31年4月1日からになっていますね。これについてだけ公布の日からとなっている。この公布の日からと何で変わるかというと、前の第1条が優良住宅基金の設置管理、優良住宅の設置及び管理条例、これについての公布日は平成31年4月1日を平成31年7月1日と明記されているんですよ。この一部改正のほうは公布の日からと書いてあるんですね。前の旧改正前の条例施行規則は4月1日と書いているのを、今度のこの条例については公布の日からと、これだけ施行日を記述して7月1日と、ここは平成31年7月1日から施行するとすべき案件、法務行政の総務企画課の担当になるかどっちか知りませんが、ここを今までが4月1日から施行するというのを何で今度公布の日から施行するというふうに変えたのか。基本的なことであれですけど、この施行日についてお尋ねします。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まずは本体、そもそもの条例の施行日を変えたわけではございませんで、附則の部分を変えさせていただいたということでございますので、そういった意味からは今回上程をさせていただいております公布の日からということで、特に問題はないというふうに考えておりま

す。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

本体の改正前の管理条例なり設置条例は、4月1日から施行すると明示されたんですよ。ここに書いていますよね、第1条。第1条の附則、平成31年4月1日から施行すると書いてあるのを、これを7月1日から施行するというふうに今度の一部改正でされていますよね。この2つの本体の条例を今度の一部改正から何で7月1日から施行するというふうに規定なくて、公布の日から施行するというふうな規定にしているかということを知っているんです。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

繰り返しになりますけれども、あくまでも7月1日に施行するということは、この本則の中で変えておりますので、施行日が7月1日に、もともと本体の条例が7月1日になるということを変えているだけでございますので、特に議決の日——議決の日というか、公布の日から施行するとしても特に問題はないというふうに考えています。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

私は問題ないとか、そういうことを言っていないで、法務行政としての基山町の例規集の施行とするのが、公布の日からでも間違いじゃないんですよ、法的なあれは。間違いじゃないけど、こういう前の条例が4月1日から施行すると期間を決定している条例を公布の日からというふうな、はっきり言って曖昧なというか、いつでも公布はいい、7日以上なればいいんですからね、だから、それをここを7月1日と期間を規定した一部改正を提出すべきではないかということを知っているんです。それは総務企画課長がいえば、法的なあれはあれですけど、その辺のまた委員会がありますから、これはまた委員会のほうで聞きますけど、その辺の法的な根拠というか、あえて何で公布の日からということでされておるかを調べておいてください。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第2号に対する質疑を終結します。

日程第4 議案第5号

○議長（品川義則君）

日程第4．議案第5号 基山町地域優良賃貸住宅の指定管理者の指定の期間の変更についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。ありませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

まず、基本的なところだけ聞きますけれども、それこそ変更前と変更後、これは統一して出してくれという形でしていましたよね。変更後が左側で、変更前が右側といいましょうか、新旧対照する場合も含めて、変更後が左側じゃないかと、こういうふうな条例は説明はそういうふうになっておると思うんですけれども、この辺もなぜ今回の場合はあれかというの等あります。

それから、4月1日から平成61年3月31日までが、7月1日から6月30日までというふうな規定に今回変更されるわけですが、これは指定管理者の変更ですから、そうすると、指定管理者の変更はしていますけれども、もう実際、指定管理者がいろんな手続をされていますね、事前に。それがあって、今変更日の説明なり入居日の変更なりはされていると思いますけれども、この辺の、今実際にされている部分はどのような形で今この指定管理者の方はされているというふうになるのでしょうか。何を根拠に今されているのでしょうか。

○議長（品川義則君）

長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

まず、議案の表記のところですけど、済みません、こちらは庁内で協議させていただいて、この形でというところなので、先例等十分調べていない部分もあるんですけれども、これでもよろしいかなと思って提案をさせていただいております。

指定管理者の7月1日、あるいは4月1日以前に、今行っている募集とかの業務について、何の根拠に基づいているかというところなんですけれども、根拠としては地域優良賃貸住宅

設置及び管理条例の中で、改正前で施行日は4月1日なんですけれども、その附則の中で準備行為という事項がございまして、こちらの中でこの条例の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行日前においても行うことができると。条例上の根拠としてはこれに基づいて、7月1日以前に募集ですとか入退去とか、そういったところの業務を指定管理者に行わせているという解釈でございます。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第5号に対する質疑を終結します。

日程第5 議案第3号

○議長（品川義則君）

日程第5．議案第3号 基山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

ちょっとお尋ねします。

この条例案の13条の2項、ここに措置期間中は無利子とか、措置期間経過後はという文言がありますけど、この措置期間というのは何年というんですか、期間は何年あるんでしょうか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

措置（406ページで訂正）期間ということですので、これは3年ということで決められております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

その後に、措置期間経過後の場合、要するにだから償還期限というのは何年でしょうか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

償還期間は10年ということで決められております。その間、措置（406ページで訂正）期間の3年間を含めたところでの10年ということになっております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

では、そこら辺の最後の延滞の場合は除くということは、期間中からずっと延滞してある人は延滞の金利がまた別枠で決められていると思いますので、そういう適用をしますよという文言でよろしいんですかね。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

措置（406ページで訂正）期間については、金利のほうがかからない期間となっておりますので、その間は2日については無利子、償還の猶予期間ということになります。それ以降に10年ありますので、あと3年の措置（406ページで訂正）期間を過ぎた3年後から7年の間に償還していく。それをおくれた場合に対して延滞というふうな、期限が決まってくるので、延滞といったことが利率が入ってくるということになります。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

私はこれがよくわからないので、説明をお願いしたいと思いますけれども、1つは資料で11ページ、いただいている部分ですけれども、保証人の関係は見直しが規定されておりますけれども、保証人を立てることができるとしたと、もう立てきらなかったら立てきらんでもしょうがないんだというふうな形なんです。ところが、保証人がない場合は1%とすると。片方で、立てきらなかったら立てきらなくていいんですよとしながら、いや、立てきらなかったら1%に貸し付け利率をしますよと。これは矛盾しているんじゃないかと。これは国の法律に基づいてですからあれでしょうけれども、この辺の解釈をお願いします。

それから、それこそあの火災等被害を受けた場合というのもありますし、350万円を限度として貸し付けるというふうになっていますね。これは昨年7月豪雨で被災されている方にも適用できるのかと。いや、あくまでもこれは4月1日からというふうな中身になっているのか、まずこの2点を質問いたします。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

保証人を立てる場合はゼロ％、立てない場合は1％というところでなっております。これを決めるときに、国のほうから通知が来ておりまして、この利率を決める場合は今の福祉関係の貸し付け等を最高にしながらというところと、あと県内の状況等、近隣の設定状況等を調べたところ、国から通知のほうは福祉関係の貸し付けということで、母子父子寡父貸付金というのを参考に、保証人を立てた場合はゼロ％、無利子とし、立てない場合は1％、そういうところを参考にしたのと、県内の状況、20市町ありますけれども、19市町につきましては同じように保証人を立てた場合はゼロ％、立てない場合は無利子（392ページで訂正）ということでやっておりましたので、そのところでこの1％、ゼロ％を決めさせてもらったところでございます。

それと、7月豪雨の件なんですけど、7月豪雨のとき、この貸し付けについては都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害ということでなっておりますので、7月豪雨のときが災害救助法の適用が県内で行われていませんので、この貸し付けの対象ということにはなっておりません。ただし、もう一つ、災害生活再建支援制度というのがございまして、そちらのほうでの対象ということで、支援金を支出しているというところになっております。その支援金額は100万円ということで聞いております。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

わかったようで、わからんようで済みません。今、佐賀県が31年度予算で被災者生活再建支援という形で、例えば基山町でしたら2件以上の被災がないと、この再建に向けた国からの支援、300万円という限度がありましたけれども、基山町の場合だったら2件以上とか要件があって、それに外れた部分については、今度は国が出している制度にかからない部分に

については佐賀県が被災者の生活再建のために国にかわって支援しますよというのを今、佐賀県のほうは、これはまだ当初予算で今審議されていると思うんですけども、そういうふうに国の制度、そして佐賀県の制度、そして、例えば基山町もこういうふうに新たに何らかの被災者再建をする場合に一覽的にこういう場合はこれが適用できますよ、こういう場合はこれが適用できますよというのを被災者にわかるように、理解できるように一覽表みたいなやつをぜひつくってもらいたいと。私たちもそれを見れば大体、今回のこういう被災にはこういうのが適用できるという形で被災者の方には説明ができるようになりますから、今はもう全く私たちにも、国、県、町も含めてですけども、何が適用できるのかというのがよくわからないんですね。ぜひ、ここは何らかの理解できるような一覽表をつくっていただきたいというふうに思います。どうですか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

災害関係の再建するための制度を一応調査しまして、一覽表にしてみたいと考えております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第3号に対する質疑を終結します。

日程第6 議案第4号

○議長（品川義則君）

日程第6．議案第4号 基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

この放課後児童、要するに変わるということですよね。それで、この前期課程を終了した者というところの部分で、この証明書か何かを受けて採用するんでしょうかね、そこら辺はどうなんでしょう。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

こちらの専門大学の前期課程を終了した者という方は、短期大学士相当の文部科学大臣の定める学位が授与されるということになっておりますので、こちらのほうは要件のほうになりますので、何らかの形でこちらの前期課程をした者というものを確認して、この放課後児童支援員の資格があるということを確認させていただくことになると思います。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

資料をいただいていますよね、追加資料の4ページですね。私もいろいろ調べて、なるべく自分で調べて質問しないようにとは思ったんですが、済みません。最終的に、平成31年度の申し込み数の件でよろしいでしょうかね。ここ定員がたしか200名でよかったんでしょうかね。今の時点で170名近く、今のひまわり教室Cで、これ以上ふえるかもしれませんよね、まだ日にちがありますので。とりあえず定員の中の200名の中で、平日大丈夫なんですか。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

昨年、ひまわり教室増棟いたしましたので、今定員200名で運営しております。平日の今169名というのは、大体締め切り自体は次年度の4月時点の申し込みということで一旦終わっています。随時受け付けてはいるんですけれども、ですので、ほぼこの数字から動いても多少ふえるぐらいだと思いますので、平日の運営としては大丈夫だと考えております。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。

ほかに。牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

所管ですので、1点だけ。

30年9月にもこの放課後児童健全育成事業の説明及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、同じものが出ております。内容は第3項第4号。要件を緩和するためというのが9

月。そして、今回はその要件に関して追加、これに関しては平成26年度厚生労働省の第63号と同じものからの一部改正なので、一緒にしなかったのはなぜですかというのじゃなくて、結局このような形で1年の間に2回も同じもので、同じ結局提案理由で上がってきたというので、運営面で基山町は現在、条例をこうして改正しなきゃいけないような、そういう状況なのか、状況の説明をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

今回、2回の改正につきましては、いずれも今、議員おっしゃるとおり国の改正を受けてということでの改正をさせていただいております。どちらも支援員の資格、支援員の幅を広げるもの、今回学校教育法の改正で専門職大学が大学に変わったことなんですけれども、国として制度を広げてきちんと時代に合わせて放課後児童支援員の資格として加えておりますので、それはやはり基山町のほうも国の動きに合わせてそういうような環境を整備することが必要ということで、都度こちらの条例改正の議案のほうを上程させていただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第4号に対する質疑を終結します。

日程第7 同意第1号

○議長（品川義則君）

日程第7．同意第1号 基山町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題とし、本案に対する質疑を行います。大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

まずは、なぜ選任の同意が必要になったというか、前の方がどういうことで今回新しい方にかえられたのかというところをお願いします。

○議長（品川義則君）

寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

大久保議員の御質問に対してですけれども、現在、まちづくり課の内山課長のほうが基山町の固定資産評価員となられております。この評価員については任期の満了とかというものはないんですけれども、本人のほうから辞任届のほうが出されましたので、これを受けまして地方税法の404条の第1項に「市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に、固定資産評価員を設置する。」、また第2項のほうに「固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。」というような規定がございますので、4月以降の評価に向けて、固定資産の評価を行うことに対しての仕組みがきちんとできるものとして、今回、酒井副町長のほうを選任されたものだとは思っております。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

全員協議会とここは違うので、再度説明させていただきますが、もともとここで副町長がやっていた任務なんですけれども、副町長がいない時期があったときに経験者ということで副町長じゃない人間になっていたと。その者が今回定年退職ということでございますので、ここでもとの副町長の体制に戻すと。だから、全員協議会では副町長ができたときにやるという方法もあったんじゃないかとかいう御意見もいただいたと思いますが、今回、きちっとした形で副町長に、やっぱりこれは大事な職種なので、税務課に対しても指導的な立場でやっていかなきゃいけないと思っておりますので、今回、副町長にぜひお願いしたいというふうに思っているところでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

私もちょっとそこら辺が、特に内山課長は課長としての職があったと思うんですよ。その中にこの固定資産税を審議するというのでしょうか、そういう仕事をするというのは大変なことだったんじゃないかなと私なりに考えて、だから、やはり部外者とかいう採用はできない

んですかね。職員外というか、そういう経験者を。

○議長（品川義則君）

寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

部外者ということは、例えば民間の方とか、そういった形でよろしいんでしょうかね、考え方として。考えとしては、そういった面もあろうかとは思いますが。ただ、固定資産実務というのは庁内の実務の部分、今まで積み重ねてきた庁内の税務経験とかが必要になってくるかと思っています。他の自治体等を見ましても、副町長とか、税務課長とか、もしくはその課長になられていた方ですね、そういった方が続けられていたような形もございますので、今のところ、そのような方、改めて外部の方を選任されることはいかがなことかなとは思いますが。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

多少関連するかもしれませんが、ちょっとわからないので、この酒井副町長はなぜか基山町の土地開発公社の理事長でもあられます。この辺での利害関係とかは特に問題ないんでしょうか。

○議長（品川義則君）

寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

固定資産の評価には、あくまでも基山町の固定資産に対する評価を行うものであって、土地開発公社の理事長をなされていることについての関係は問題はないと考えております。

○議長（品川義則君）

ほかに。栗野議員。

○4番（栗野久明君）

済みません、わからないもので、この固定資産評価員というのは、基山町では1名なんですか、そこを再確認させてください。

○議長（品川義則君）

寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

基山町税条例のほうに1名というふうに定めております。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、同意第1号に対する質疑を終結します。

日程第8 同意第2号

○議長（品川義則君）

日程第8．同意第2号 基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、同意第2号に対する質疑を終結します。

日程第9 議案第6号

○議長（品川義則君）

日程第9．議案第6号 平成30年度基山町一般会計補正予算（第7号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の11ページをお開きください。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

12ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入の部分です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

16ページ、第2表 繰越明許費。重松議員。

○9番（重松一徳君）

第2表 繰越明許費で、説明で合計16億2,202万円というふうに説明を受けましたがけれど

も、この中で当初予算で予算化してまた繰り越したというのがあったら説明を下さい。災害復旧なんかは補正で上がってきている分というのはわかりますけれども、もし当初予算で上がってきて繰り越しているのがあったら説明ください。

それから、整備率がまだゼロ%といいたいでしょうか、まだ入札もしていないと、今から入札を行うというものがあったら、その辺について説明ください。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

繰越明許費の第2表で、まず16ページからでございますが、一番上の基山町子育て・若者世帯の定住促進住宅整備事業につきましても途中、補正とかがありましたけれども、当初の段階からこれはありました。

それから、2番目の住宅取得補助金につきましてもございまして、年度内での支払いができない部分についての繰越明許費の設定をお願いしているものになります。

保育所につきましてもございましたけど、今回上げている分については9月補正予算で大きく建設事業費をつけさせていただいた分になりますので、この中には当初の残り分は入ってはおられません。

それから、下から3段目、林道寺谷線の道路改良につきましても、これも当初から予算としては持っております。

本桜・城の上線も当初から予算としてはございます。

17ページの上から2つ目、三国・丸林線も当初からございます。

それから、橋梁補修事業につきましても当初にございます。

それから、17ページの下から3段目、公園施設長寿命化事業につきましても当初予算からございます。

その下の町営住宅等長寿命化計画策定事業につきましても当初予算からございます。

次のページからは補正予算以後でつけさせていただいている分になります。

以上です。（「整備率ゼロ%」と呼ぶ者あり）

進捗率ゼロでいきますと、16ページの3段目、プレミアム付商品券、これは今回補正をお願いして、その後の予算執行になります。

それから、その2つ下、ため池改良計画概要書作成業務といいたいのも今回補正でお願い

をいたしていますので、これも可決をいただいた後になります。

同じページで下から２段目の車路線等道路改良事業、こちらにつきましてもゼロです。

あとは、17ページの小学校のエアコン、それから、次の18ページの中学校のエアコンと、それから、18ページの下から３段目、農林地崩壊防止事業と、一番下のＪＲに対する負担金もゼロでございます。

以上です。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○９番（重松一徳君）

済みません、急に伺いまして。それこそ、まだ今から入札もしなければならぬという中身もあるんですけれども、その中で12月の議会で、これも補正で後から上がってきた部分なんですけれども、小学校、中学校の特別教室へのエアコン設置、そのとき、なぜこれはこういうふうに議会の途中で補正を上げるんですかと聞いたときに、町長はことしの夏もまた暑くなるかもしれないと、あの時点では来年と言われましたけれども、早くしたいんだと、そのためにとにかく早く予算化しなければならぬと。私はそういうふうに慌てなくてもというふうな言い方をしたんですけれども、そのときに町長の言うように7月までには、暑くなるまでにはしたいというふうに言われていましたけれども、これは7月までに、まだ入札もしていない。こういう入札はときどき不落になる場合もあるんですね。そういうのを私もちょっと心配したりするんですけれども、間に合いますか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、エアコンの件ですが、議員おっしゃいましたように、今回準備、もう既に発注ができるように設計なりそういった発注の準備をしております。その中で、そういった不落とならないように市場の調査を今回かけておりますので、その分で若干時間をとっておりますけれども、逆にそういった市場の調査を見積もり等によって行うことによって不落等、そういった発注時の問題を解決していくというところで今行っております。

完成についても、そういった中で今調査の中で材料等の確認を行っておりますので、そういった夏前に終わるような形で今現在、めどを持っております。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。

ほかにありませんか。大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

多分、17ページの8、土木費の住宅費、町営住宅等長寿命化計画、説明はあったと思いますが、当初600万円ぐらいの予算を立ててあったと思いますが、あと残り300万円が繰り越しとなったのはどういう、ちょっと説明いただけませんか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

これにつきましては、長寿命化計画の設備の部分の計画策定に係るものでございます。これを国費をいただき、計画を策定し、その後、国費によりまして町営住宅の老朽化をしている設備、例を言いますと、浴槽等、そういったものを更新なりしていきたいというふうに考えておりまして、早期にした方がいいというところで、そのまま国費の継続をもちまして進めさせていただきたいということで繰り越しの明許をお願いしております。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、次、19ページ、債務負担行為補正です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

20ページ、地方債補正。21ページまでありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次に、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。歳入6款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

9 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

11 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

11 款 2 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

12 款 2 項 2 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

13 款 1 項 1 目、3 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

13 款 2 項 1 目、3 目、4 目、8 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10 ページ、13 款 3 項 1 目、3 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14 款 2 項 1 目、2 目、3 目、4 目、6 目、8 目、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14 款 3 項 1 目、6 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

15款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

16款1項1目、3目、5目。末次議員。

○3番（末次 明君）

5目の災害復旧費寄附金についてでございます。これは松田町長のほうから町政報告をいただきまして、実際の法人名と日にち、それと金額を報告していただきました。非常に災害があったときにはありがたい寄附金でございますが、具体的にこの寄附金についてはどういうことに使ってくれという使い方の表示はあったんでしょうか、単なる寄附金、災害に使ってくれという表明だけだったんでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

災害の中でも特定した目的ということではなくて、やはりふるさとである基山が災害で被災をしたということに対して寄附をしたいということでございましたので、特定目的というか、どれにということではございませんでした。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

あと、やはりこれからも災害が起きないとも限りませんので、非常にこういうありがたいことに対しては基山町も真摯にまたお礼状を出すなり、こういうのに使いましたというのを私は寄附者に対して出すべきじゃないかと思いますが、そのあたりはどうなんでしょうか。もう既に出されていると思うんですけど、また、これに使いましたというのは必要じゃないかなと思うんですけども。

○議長（品川義則君）

結果の報告までするということですか。

○3番（末次 明君）

そうですね。こういうのに使わせていただきました。ありがとうございましたということ。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まだお礼状まではお出しをしておりませんでしたので、ぜひお出ししたいと思います。ただ、どこに使ったかというのが非常に、どこにという、結局財源をその中に充当してまいりますので、具体的にどこというのが特定できるのが非常に厳しゅうございますので、その部分は少し勘弁していただければと思いますので、まずはお礼状を出させていただきたいと思います。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

17款1項3目、10目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

19款4項1目、2目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

19款5項3目。末次議員。

○3番（末次 明君）

この中で、広告料収入なんですけれども、当初予算のほうでは219万円だったんですけれども、マイナスの76万5,000円、金額的にはそんなに大きい金額ではないですけれども、自主財源としては広告料収入というのは、例えば入湯税なんかよりもはるかに多い金額を最初から予算として組んであるわけなんですけれども、これは見込み違いか何かがあったんでしょうか。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

見込み違いといいますよりも、予定していた民間事業者と連携をして、例えば庁舎の1階

の住民課受付のカウンタースペースを業者のほうで有効活用していただく、具体的に言うと、ある一定のスペースを一括で売るような形で、額としては30万円予定をしていました。それとは別で、ウェブ上でうちの広告媒体を上げていただいて、売れた分だけ手数料をお支払いしますけれども、残りは広告料収入として入ってくる、そういったものを二十五、六万円ぐらい見込んでいました。ただ、年度途中から始めるところで計画をしておったんですけれども、ちょっとあんまり詳しいことは言えませんが、相手方の都合で今ここがとまった状態、まだ動き出せない状態になっております。そういうことで、入ってくる見込みがない収入になりましたので、今回減額の補正をさせていただいております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

ここはぜひ、やはり役場の皆さん方の工夫次第でふやせる財源でもございますので、よろしく今後とも対応をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

ほかに。久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ちょっとあえて収入の分で聞かせていただきます。

スポーツ振興くじ助成金、ジムとテニスコートの分だと思いますが、487万円の減額があっています。これはどういった基準をもってこの額が決まっていくのか。入札減によって全体の事業費の何%になるのか、それとも助成金が減るとというのがちょっと私理解ができなかったもので、説明をお願いできますか。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課文化・スポーツ係主幹。

○まちづくり課文化・スポーツ係主幹（井上信治君）

御説明させていただきます。

先ほど議員おっしゃられましたように、これは率が決まっております。今、この事業がテニスコートの人工芝生化とトレーニング機器を3台購入させていただいて、その2つがこの助成金の中身になっております。実施決定通知をいただいたときに、64%の助成がなされておりました、今回減額させていただいた部分につきましては入札減に伴う減となっております。

す。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○５番（久保山義明君）

スポーツ振興くじ助成金自体は、この64%で全てが行われるのか、それともその内容によってこの助成の率というのは変わっていくのか、このあたりもあわせてお答えください。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課文化・スポーツ係主幹。

○まちづくり課文化・スポーツ係主幹（井上信治君）

基本的には、スポーツ振興くじ助成の手引き書というのがございまして、その中には、まず8割とか、それぞれメニューによって内容が変わっております。そして、その申請の内容というか、そのものによりまして、このくじのほうでまた率を変えていくというか、メニューごとにございます。テニスコートにつきましては、まず8割という基準がありまして、その後、またその8割というような形で今回は決定をいただいているところです。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

20款1項1目、2目、6目。久保山議員。

○５番（久保山義明君）

6目の農林施設災害復旧事業ということで、この農林施設というのがどういったものが農林施設というのか、お答え願えますか。農業施設とかというのは聞いたことがあるんですけど、農林施設という言葉の意味を教えてください。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

ここで起債上で考えると、農林施設といったらば基山町でいくと林道になります。農地災自体は起債の対象にはなりませんので、農林施設とった場合に、基山町では林道、他市町の

状況はわからないので、もしかすると、ほかの自治体では何か別のものがあるかもしれませんが、基山町でいった場合は起債でいうところの農林施設といいますと林道になります。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

2目、消防債、これは12月議会で補正で上がったんですね。そのときに私もこれは自然災害の防止事業が何で消防債かという形で質問をして、いろいろ説明を受けたんですけど、それがいきなり今回はマイナスになっているという形ですね。これはどのような形でこの部分は全額更正されているんですか。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

こちらにつきましては県単事業の農林地崩壊防止事業という、県の補助事業で行う事業になります。その町負担分について過去にも起債を起こしていたという実績がありましたので、この歳入予算を補正で計上させていただく際に一応、県のほうにもこういう事業で町の裏負担分がありますので、この自然災害防止事業債のほうを適用お願いしたいということで事前にお話をして、大丈夫でしょうということで予算を計上させていただいたんですけども、計画申請をうちの担当が持っていく中で、ちょっと話が変わったといいますか、底地の所有権が基山町、要するに町有地ではなかったもので、起債の対象にはできませんということで言われて、実は基山町が行く前に他の自治体が同じような案件を持って行って、そこでヒアリングの中で疑義が出て、一応国のほうまで問い合わせたけれども、やはり底地の所有権、町有地か否かというところで、自然災害防止事業債は町有地でなければ適用できませんということでなりましたので、そういった形で起債対象外となったということでございます。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

では、20ページ、歳出に入ります。

1 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2 款 1 項 1 目、2 目、3 目、4 目、5 目、6 目、22 ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2 款 1 項 6 目の残り、10 目、12 目、13 目、14 目、15 目、24 ページまで。大山議員。

○11 番（大山勝代君）

23 ページの一番上の不良住宅除去です。うちの地域で 2 件が除去ということはわかっているんですけども、もう一件がどこかが知りたいのと、それから、町の人から聞かれてすっきりと私が説明できないので、流れといいますか、どれだけ町が負担をして、所有者がどうで、今後どうなるのかみたいなものを教えていただけませんか。

○議長（品川義則君）

長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

不良住宅の除去でございますが、補助対象に今年度させていただいているのが 3 件ございまして、2 件が議員おっしゃるとおり 10 区のほうになるんですけども、もう一件は 2 区のほうになります。具体的な場所はあれなんですけれども、そういった状況です。

制度の概要といいますか、負担等なんですけれども、事業を、その家屋の所有者の方からまず申請をいただきまして、こちらの空家等対策協議会の中で不良住宅の判定の審査会というものがございまして、一定の基準、老朽度とか、そういったところを判定して、不良住宅ですねと該当した場合には解体費、除去等を含めた費用について、そのうちの 5 分の 4 を町から補助いたしますと、残り 5 分の 1、20% を所有者様の御負担でという形にでき上がりとしてはなります。

なお、そのうち、町が負担する 5 分の 4 のうちの半分が国費の対象となっております、今回その執行残ということで歳入の減額をさせていただいております。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11 番（大山勝代君）

私の近所の2件ですけど、1件は更地のままなんですね。もう一件は売り地ということでなっていますけれども、所有者が5分の1負担をした後、所有者がどう使おうと町は関係しないのですか。

○議長（品川義則君）

長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

現状の制度と運用においては、解体後の更地になった土地の活用については特段、指定といますか、限定はしておりません。ただ、当然、定住促進課の業務でありますので、できればその後に、例えば新しい家を建てていただいたりとか、そういったところが望ましいんですけども、特段これでない、例えば補助の対象になりませんという限定は今のところは設けておりません。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

資料も出してもらっておりますから、プレミアム付商品券事業、これについて資料をもとに説明をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

それでは、資料の21ページのほうで説明をさせていただきたいと思います。

事業名といたしまして、プレミアム付商品券事業ということで、実際稼働するのは次年度になりますけれども、新規ということで上げさせていただいております。着手年度といたしましては、平成30年度から31年度の2年間ということになっております。事業主体といたしましては基山町、対象者といたしましては後ほど説明いたしますけれども、低所得者、子育ての世帯主ということになっております。概要につきましては、目的といたしまして消費税の増税を前にいたしまして、低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における商品の喚起、下支えをするために、低所得者、子育て世帯主向けのプレミアム付商品券を発行するものでございます。

対象者といたしましては、まず1つ目に、2019年1月1日時点の住民のうちで、2019年度

の住民税が非課税である者、住民税課税者の生計同一者の配偶者、扶養親族、生活保護の受給者は除きます。そちらにつきましては2万5,000円のプレミアム券の発行で、購入額といましては2万円となっております。また、2つ目につきましては、2019年6月1日時点の住民のうちで、2016年4月2日以降に生まれた子どもが属する世帯の世帯主に対しまして、同じく2万5,000円の入金額につきましては2万円ですけれども、その同一世帯に該当する子どもの数ということになっております。

また、課題等につきましては今後、対象者リストの把握と対象者の通知等が必要になってくると思います。そういったところは漏れなくできるように広く周知を図りたいということで考えております。

必要性及び効果につきましては、事業を実施することによりまして消費税の増税に伴う低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費の喚起を下支えすることができるのではないかとということで考えております。

歳入につきましては、国のほうからプレミアム付商品券事務費補助金といたしまして129万3,000円、歳出につきましては、こちらのほうも実際につきましては支出が今年度出てくるかどうかは、まずないだろうということですが、委託料といたしまして129万3,000円を上げさせていただいているところでございます。

あとまた、今回補正ですけれども、当初のほうにもまた事務手数料等を上げさせていただきたいと思いますが、今回の補助のほうが100%国のほうから補助ということでありますので、今年度につきましては取りこぼしができるだけないようということで計上させていただいているところでございます。

以上です。——済みません。あと次のページ、22ページのほうでスケジュールの御説明をさせていただきたいと思います。

対象等につきましては、先ほど説明させていただいたとおりですけれども、割引率といたしましては20%、5,000円のプレミアムがのる形になっております。

スケジュールにつきましては、準備等はもう既に始めておりますけれども、実際に動き始めるのは7月、8月ごろに住民の方等への把握であったり、希望調査であったり等を行いついて、9月ごろに引きかえ券の発送を開始いたしまして、10月以降に引きかえ等をスタートするようなスケジュールで今のところ準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

関連ですけど、ちょっとわかりませんが、ことしの10月から来年3月までの使用期間と半年ですか、2万円を買って2万5,000円までできると非常に消費税対策と思いますけど、これで使い切らなかった場合はまた換金、どういうふうになるんでしょうか。もし来年3月までに2万円使ったと、ちょっと事情で使うことができなかったということは、その2万円はペアということですか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

現実的には、鳥飼議員がおっしゃるとおりになると思いますけれども、説明が漏れておりますけれども、24ページに購入券の引きかえイメージということでお配りさせていただいております。購入券の効果につきましては、一気に2万円買ってくださいということではなくて、それぞれ4,000円ごとということで引きかえ券を使っておりますので、例えば必要な分だけその都度購入してもらって、できるだけロスを少なくするような形で対応というのを今のところ検討しているところでございます。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。大山議員。

○11番（大山勝代君）

半端な数字ですよ、129万3,000円というのは。これは対象者が何世帯あるからという計算ですか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

実はこの数字につきましては、国のほうから目安額ということで各自治体に示されている額でございまして、上限、とりあえず取りこぼしが無いということで指定された、示された額をそのまま計上させていただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

21ページの説明と、22ページ、23ページのところの説明で、3歳未満という言葉が、3歳未満児の子育て世帯となっていますけれども、それでいいんですよね。でも、21ページの説明では、対象者及び利用可能額のところの②に、2019年6月1日時点の住民のうち、2016年4月2日以降に生まれた子が属する世帯というふうな形で書いてありますけれども、これは3歳未満というのはどこからどこに生まれたという、何か基準があるんですかね。それから6月以降に生まれた場合、購入するのは10月前ですよね。そういう子どもたちはどうなるんですかね。ちょっとそこら辺が私読み取れないんですけど、説明ください。

○議長（品川義則君）

大久保議員、委員会で詳しく聞いていただいて、あとを聞いていただくと、即答はできないかと。だから、後で委員会の方に聞いていただいて、後日聞いていただいてもよろしいんじゃないでしょうかというお話でございます。大久保議員、よろしいですか。

○2番（大久保由美子君）

今即答できなければ、委員会の方、よろしくお願いします。

○議長（品川義則君）

では、厚生産業常任委員会よろしくお願ひいたします。

ほかにございませんか。末次議員。

○3番（末次 明君）

松田町長にお伺ひいたします。

23ページの地域おこし協力隊起業支援補助金の減の100万円ですけれども、地域おこし協力隊を基山町が採用されて、基山町に本当によかった、役に立ったというのが試されるのが、その成果の一つが起業されたかどうかというのがあると思うんですが、既に終わっている方を1期生としますと、この1期生に対します松田町長の評価というのはどういうふうにされているのでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

1期生、終わったというのは2人になりますけれども、1人は基山にお住みになって、か

つ結婚もされて、町外から奥さんをもらわれて子どももつい最近、誕生しております。さらに、起業されて、基山で事業をやられていると。その事業自体が基山にとってもまたプラスになるということで、100点満点中120点ぐらいの成果じゃないかというふうに思います。

もう一人の方も、基山ではないんですけど、鳥栖に就職されて、その事業所は基山にも事業所があります。残念ながら、彼が勤めている事業所は鳥栖のほうだというふうに思いますけれども、まさにこの地に残っていただいて、彼のノウハウで今活躍していただいていると考えておりますので、こちらも100点満点で100点ですかね、基山の事業所じゃないということだけど、完璧にやっているの、そういう意味では、この2人については地域おこし協力隊、基山は非常に成功例だというふうに胸が張れるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

ぜひ、まだ今も地域おこし協力隊の方はいらっしゃいますので、こういう方が本当に基山町に定着していただいて、基山町のためになっていただくような、この支援金ですね、決して無駄のないように、また今後も使っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款1項14目、15目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款4項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款5項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款6項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3款1項1目、2目、4目、5目、6目、32ページまで。大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

30ページお願いします。

ここは1目の8節。報償費のところの自殺対策計画、ここで私の聞き漏れでしょうか、策定できなかったというふうに聞いたんですけど、計画書が策定できなかったというふうにとってよろしいんですか、それとも聞き間違い。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

この自殺対策計画についてですけれども、今年度策定することを予定しておりました。ですけど、スケジュールのほうがおくれて、今年度策定することができないというところで、策定委員会の委員の謝礼のほうを減額というところでしております。ただ、策定委員会のほうは今月に一応計画しておりますので、その分を残したところで減額というところでさせてもらっております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

策定できなかったことは仕方ないとして、策定するにも何か期限があるんですか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

策定する期限というのは、大体のはこれは義務ということになっていますので、この計画自体が義務ということになっていますので、策定しなければいけないということにはなっております。ただ、策定の準備はしてございましたけれども、できなかったもので、期限があるというのであれば、やはり今年度中に策定すべきだったろうということで考えております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

では、今後どのような予定にされる予定ですか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

今月からやっとなにございますけれども、策定委員会のほうを立ち上げることができるみたいですので、その後、次年度中にはつくって完成させていきたいということで考えております。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

2目13節の食の自立支援業務委託料、これは実績で1,405食分という説明を受けましたけど、これは対象者が減ったのか、ほかのそういう支援の者を民間のを使ってということか、その辺、人数的なところでの大きな変化があったということでしょうか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

実績的な、人数的な、食数的なところは次年度とあんまり変わらないぐらいで今年度は——次年度、済みません。29年度と変わらないぐらいの食数で今年度は推移しているみたいでございます。今まで年々下がってきたところがございますけれども、何となく落ちついてきたみたいところで感じております。当初の予算立ての段階がちょっと高目に予算のほうを計

上していたというところで、今回減額というところになっております。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3款2項1目、2目、3目。大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

31ページもいいですか。もう進みます。

○議長（品川義則君）

終わっちゃいました。

○2番（大久保由美子君）

ちょっとお願いします。だめですか。

○議長（品川義則君）

32ページまで終わった予定ですけども、言われましたので、どうぞ。

○2番（大久保由美子君）

申しわけありません。20節の扶助費の中のあんま、はり、きゅう等施術料助成費が80万円の減額はちょっと大きくないですか。当初予算は150万円になって、多分それはその前の年度の分を参考にされたと思いますけど、それが今回80万円の減額とちょっと大きいけど、なぜでしょうか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

これも実績見込みということになって、減額ということになっております。私どももことしの実績自体がすごく落ちていたもので、今事業所等に問い合わせ等行いながら、調整している段階でございます。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

大分、三、四年前、そんなならないかな、2年か3年前に使用の仕方を変えられましたよ

ね。それも一つの原因では——それは余りよくないから変更されたんだとは思いますが、券の使い道がですね。1カ月に何回もということですね。でも、どんなでしょう、その使い方というところでもう一回検討されたほうがよくないでしょうか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

平成29年度の実績から急に落ちているというところですので、その制度の改正自体はあんまり関係ないのではないかとこのところ考えております。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。（「済みません」と呼ぶ者あり）

では、33ページ、3款2項1目、2目、3目。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

ちょっと教えていただきたいんですが、保育所費の13節の委託料ですが、工事実施計画の委託料が不用額ということで1,220万7,000円減額、それと同じ金額が工事請負費として追加されていると。これはどういうことですか。

○議長（品川義則君）

高木こども課保育園長。

○こども課保育園長（高木久幸君）

これにつきましては、実施設計業務委託の部分も補助事業でございましたので、補助事業の分で翌年に繰り越します工事のほうにその分の予算を追加しております。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

4款1項1目、3目、4目。——「はい」とか、「え」とか、「お」とか、よろしいですか、手を挙げられるときに「議長」とか。質問ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

34ページですよ。ここの2目の19節、浄化槽設置、これは最初、何か説明では22基……（発言する者あり）19節3目——済みません、3目の19節、浄化槽設置整備事業補助金の減額で400万円近く。最初、22基の予定が、実績が11基だったということなんですけれども、毎年この浄化槽の設置は予算立てをされておりますけど、まだまだ、どのくらい下水処理がされなくて浄化槽が必要な御家庭があるのか、そういうところの把握はされているのでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、浄化槽の設置につきましては、下水道事業の全体計画区域内であっても事業認可がとられていない、おおむね5年以内に整備される見込みがないところに対しても整備が可能になっております。ですので、宅地化をされる新築とかが多いございますが、そういうときにこういったものを利用していただいて、設置をしていただくようお願いもしております。

そういった中で、今回減が大きかったのは、戸建てのこういった事業認可外のほうで戸建ての建築を予定されて、まとめてそういった見込みがあったんですが、しかしながら、最終的には補助を利用されず、業者のほうで終わられましたので、今回その見込みの減の分を落とさせていただいております。

○議長（品川義則君）

対象件数は何件ですかという質問ですけど。

○建設課長（古賀 浩君）

今回、落とさせていただいたのがもともと22基を予定しておりましたが、11基に落としております。

○議長（品川義則君）

課長、まだ未設置の地域の件数は何件かと、こういった補助金を使えるような件数は何件かということです。

○建設課長（古賀 浩君）

済みません。正確な数字は持っておりません。そしてもう一つは、宅地化の見込みがとれる分、市街化区域でもまだ認可をとっていないところございますので、そういった開発ができるところについての田んぼとか、そういったちょっと予想できるものがないので、

正確な数字は持っておりません。ただ、現在まだ、手持ちであるのは概算ですが、800ほどの浄化槽がありますので、まだ一、二割は今後もうくんではないかと思っておりますので、この事業は継続していきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

今、最初に下水道の整備が終わったところでも5年の間に下水をされないところでも、この浄化槽の設置をされて補助もされているんですか。下水道があつて負担金とかも払ってあるにもかかわらずですか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

済みません。そうでなくて、設備といたしましては、要は下水道の全体区域でありまして、下水道、時間かかっておりますので、おおむね5年以内にまだ整備の見込みがないところについては下水道の区域に入っておつても補助ができるという形になっております。

○議長（品川義則君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

4款2項2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

4款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

5款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

6款1項1目、2目、3目、4目、5目、39ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

6款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

7款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款3項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款5項1目、2目、45ページ。重松議員。

○9番（重松一徳君）

先ほど債務負担行為の関係については、これは債務負担行為はあくまでも上限を決めるだけですので、契約そのものには何も影響がないんですけれども、今回この5項の2目、地域優良賃貸住宅費の家屋購入費、これは契約の変更に何か影響がありますか。なかったらなかったでいいんですけれども、私わからないのは、先ほどの定住促進課長が言ったように契約金額が変わると、変わることに議会の議決はどうしても必要なんだと、ただ、30年間の事業ですから、その都度、例えば何か管理費で消費税の関係も当然出てきますけれども、それ以外に物価の上昇、いろんな部分で契約変更が出てきますね。そうすると、それごとにずっと議会の議決にかけていきますよと、いうふうな理解でいいんでしょうか。今回の場合はそれに当てはまるのかどうかも含めてお願いします。

○議長（品川義則君）

長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

まず、今回の歳入増額補正に関して契約金額の変更があるかというところですが、これは結論から言うと、ございません。歳出の額は先ほど御説明した契約金額、約9億5,000万円ですが、その歳出の金額の中で国費が充てられる額がふえた、財源がふえたということですので、歳出の額は変わりません。今後、契約金額の変更を想定されるのが、議員おっしゃるとおりで、今後の消費税率の増税に伴って維持管理費の上昇ですとか、あと物価の上昇というのが今後想定をされます。他市町の状況を見て、30年後にまとめて契約変更するパターンもあれば、そうでないケースもありまして、ただ、それこそ今後どのような形で変更の議案を上げさせていただくかというのはあるんですが、基本的には、変更があった都度やっていくほうが間違いは少ないのかな、というふうに今のところは考えておりますが、またちょっと改めて、当然、直近ですと、先ほどの金利の変動ですとか、あと消費増税というのは間違いなくございますので、その時点でまた契約金額に変更があれば、変更議案ということで上程させていただきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

9款1項1目、2目、消防費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款2項1目、3目、4目。大山議員。

○11番（大山勝代君）

基山町のクラス増についてお尋ねします。

後で来た資料の8ページの分ですが、平成31年度から平成35年度にかけてというこ

とで、例えば平成31年度の小学1年生110人4クラスが、平成35年度では新5年生になっているはずなんですよ。それが119人、そして3クラスに減る。この1年時点では110人、5年時点では119人というその9人のここの算定がどうされたのかなと知りたいのですが。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

今回、児童数の推計でお渡ししている分については、その年齢層のここ3年の児童数、そういった部分から推計をして平成31年から平成35年の人数というところを出しております。ですので、各年齢層で過去その年代が3年間でこういった増加をしているのかという部分がありますので、一律にその学年がふえていったという形ではなくて、その学年ごとで若干増減の差が出てくるというような形にはなっております。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

そしたら、この119人、ちょっと細かいことを聞くようで申しわけないのですが、119人が120人、121人になる可能性は高いですよ。そのときには3クラスが4クラスになる、その辺の想定はあるのですか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

もちろん、これは推計ですので、実数として平成35年の人数については増減というのはあるかと思います。この場合、この人数については今の基山小の児童数の推計ということですので、通常学級と特別支援学級の分も含めたところでの合計ということになりますので、120人を超えて特別支援学級の数とそれぞれで分けたところで、通常学級の人数が120人以上になるということであれば、クラスが1クラス増ということは考えられると思います。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

先日、今の基山小のクラス増をするときに、改めて別ということじゃ、増築という言葉

は出なかったと思いますが、それはしなくてもいいような、ごめんなさい、はっきりと発言できないのですが、それに対して今度は新１、２、３、４年生まで、ことし１クラスふえるわけで、平成35年度にはプラス３クラスになるわけですね。そのクラスの想定は先のことですけれども、あるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

今、資料にお出ししていますように、平成35年には４クラスになる可能性がある学年が４つあるという形で今お出しをしています。先ほど言いましたように、これは特別支援学級に入る子どもも含めた数ということになりますので、実際、数的に３になったり、４になったりというところで変化はあるかとは思いますが、これで４クラスになったとして、今現状の基山小学校の教室の中で特別教室等の改修ですね、そういった部分で普通教室の増に対しては対応できるものというふうに考えています。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。４回目です、大山議員。（「別の部分」と呼ぶ者あり）

では、質疑途中ですけれども、ここで午後１時まで休憩いたします。

～午後０時３分 休憩～

～午後１時 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

質疑に入る前に、中牟田健康福祉課長から議案第３号に対する訂正の申し出がっておりますので、許可をいたします。中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

基山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についての御説明の中で、重松議員の御回答で20市町の状況を説明したところで、保証人を立てない場合は無利子という答弁をいたしております。保証人を立てない場合は１％になりますので、御訂正をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

では、質疑に入ります。

10款２項１目、３目、４目。大山議員。

○11番（大山勝代君）

3目の20節の扶助費ですが、資料の最後のところの9ページです。お尋ねします。学校名3校ありますが、その上に事務局費ということで支給者、当初2人から補正で1人になっていますが、ここを説明ください。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

この要保護及び準要保護児童援助費については、基山町に住所がある児童・生徒ということになりますので、町立の小・中学校以外で町内に住所があり町外の学校に通われているお子さん、その方でこの援助費の対象になる方がありますので、その分に関して当初で予算を組んでおりました。ですが、今現在、町外の学校に通われている方で申請をされている方が今のところ、もういらっしゃらないということで、1月時点で残り2カ月分の援助費の金額を残したところで減額をさせていただいております。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

わかりました。平成29年度と30年度との数、細かい正確なところはわからなくていいのですが、29年度から30年度は、支給者数がふえているのでしょうか、減っているのでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

済みません、細かい数字は持ってきておりませんが、小学校については昨年よりも若干少なくなっていたかと思います。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。

ほかに。久保山議員。

○5番（久保山義明君）

同じ3目、4目の20節。扶助費で、今、大山議員からもありました要保護及び準要保護児童援助費、この要保護という文言定義、それがもう一つ要保護対策地域協議会などに用いら

れる、いわゆる要対協と言われる要保護と、この要保護は、文言的には一緒ですけども、定義的には違うと思うんですよね。そのあたりを御説明願えますか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

要保護児童対策地域協議会等で使われる要保護という用語については、保護を要する、要するに虐待等によって保護すべき児童という部分での要保護という形になっております。学校教育の予算のほうでここで上げております要保護及び準要保護児童援助費の要保護の部分については、主に生活保護を受けられている世帯の児童・生徒、ここを要保護という言葉で指しております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

いわゆる虐待と生活保護の違いということだと思うんですけども、今、マスコミ各社でこれだけ虐待の問題が取り上げられる中、要保護という言葉だけが非常に前に出てきているように思うわけですよね。その中で、基山町としてこの文言を一回整理する必要があるのかないのか、あるとすれば、どういった形でできるのか、そしてこれが、例えば国からの通達等でこういう文言を使わなければならないということであれば、それについても御説明ください。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

要保護及び準要保護児童援助費については、通常、入学説明会等では就学援助という形で説明をさせていただいております。その中で、生活保護を受けられている世帯の方、その児童・生徒、またはそれに準じる生活に困窮している世帯の児童・生徒について、こういった制度がありますよということで、実際、学校の保護者関係の説明会ではそういった部分で説明をさせていただいているところです。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5 番（久保山義明君）

できるだけ一般の方に使われるときには、こういう就学援助という言葉を前面に出していただいたほうが、その区別ははっきりするのかなというふうに考えますので、よろしくお願いします。

それともう一点、今回追加資料で出していただいた9ページもそうなんですけれども、実はその前のこども課の町立保育所の建設に伴う事業計画についてですけれども、この数字の単位が記されておきませんので、そこはきちっと資料は資料として単位の掲載もお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

済みません。追加の資料の9ページ、金額のところは、単位は千円でございます。記載が抜けておりました。申しわけございません。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款3項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款4項1目、2目、3目、4目、5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款5項1目、2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款6項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

11款1項1目、2目、53ページ。鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

災害復旧費、昨年の大雨に基づいて、工事費が1億6,000万円の減額になって、説明では査定で下がったということですが、この辺の状況と、もし工事費が変わることに——減額になっていますけど、このままでいいのか、国の査定がこれだけ減額、1億6,000万円も林道関係だと思えますけど、下がって、あとの林道の維持管理に支障はないのか、その辺について。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

この減額の中身につきましては、実際、9月補正では工事として崩土等、あるいは倒木が現地にある中での調査をし、概算として出させていただきました。その後、崩土等を除去しながら、あるいは査定を受ける準備、または査定を受けた中で災害のそれぞれの制度の基準に合わない分につきましては、単独への補正で今回お願いをしております。ただ、そういう中で国費にのらなかった分は単独事業の起債事業等、あらゆる補助等を使つてのせるように努めておりますので、現在ここで減額をお願いしている分につきましては、実際、崩壊をしているであろうと見ておいた部分が崩壊をしていなかったという部分を含めてございますので、そういった内容でございます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

支障はないということですね。わかりました。

それと、財政課長に聞きますけど、この前もあったと思えますけど、2目の林業施設関係の工事請負費、マイナス1億6,000万円、これの内訳の記載が、前も議員のほうからありましたけど、この3つの項目がありますよね。ほかの項目は全部金額が載って、この工事請負費の15節だけが10項目あっても全くおのおの工事についての金額が載ってこない。これは財務会計上もそうなっているんですか。

○議長（品川義則君）

暫時休憩します。

～午後 1 時10分 休憩～

～午後 1 時17分 再開～

○議長（品川義則君）

会議を再開します。

松田町長。

○町長（松田一也君）

まずは入札の公開についての今後を議論しないと、この話が先に決まるわけではないと思いますので、今予定価格の公開をやっているような自治体も実はふえております。結果は当たり前ですけども、だから、そういうことも含めて、世の中の流れ、ローカル発注と、逆に言えばこういう透明性の問題を含めて、十分にまずはそっちを議論させていただいて、それをきちんと議論させた後で、その結果を予算とかこういう補正予算、こういう事項別の中にどういうふうに反映させていただくかを研究させていただきたいというふうに思います。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。重松議員。

○9 番（重松一徳君）

それこそ災害復旧費の関係で資料20ページ、出してもらっております。これは説明を受ければ大体的にはわかると思いますので、この20ページの資料について説明ください。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

内容について主なもので説明をさせていただきます。

まず、一番上の①公共土木施設災害復旧費、こちらにつきましては通常、負担法と言われております公共施設の災害復旧で補助をしたものの数字が上がっております。6カ所でございます。あと、単独事業の内容につきましては、ここにつきましては修繕費、手数料、15節全てのものと考えておりまして、町道で土砂を撤去した、あるいはそういった修繕、災害対応としてしたものがそれぞれ箇所数で上げております。合計が79となっております。

②番から③番も同じような考え方で、対応したものについて上げさせていただいております。特に③の林業施設災害復旧につきましては、同じように補助は、これは通常、暫定法と言われておりまして、国庫補助を講じたもの、単独につきましては起債等、そういったもの

を利用したもの、あるいは純然たる単独等、そういったものを記載させていただいております。

④についても、崩壊防止事業で同じ、こちらは予算で説明させていただいている特定の地区になっております。

⑤につきましても、鹿児島本線近接のり面災害復旧事業負担金というのも、けやき台東側の緑地ではありますが、道がなく、ＪＲの隣接でＪＲの営業時間外に行う必要があり、これは九州旅客鉄道のほうに負担をし、災害復旧事業を行っているものでございます。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○９番（重松一徳君）

これが最終的にこういう金額になりますよという形で、今回補正がされていると思うんですけども、私も見ていてわからないのは、①の公共土木施設災害復旧費、これは事業費と財源内訳の金額が一致しないのは、これはどういうふうな理由ですか。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

昨日、資料に誤りがございましたので、差しかえをお願いさせていただいているものがあります。そちらのほうは……（「済みません」と呼ぶ者あり）

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次行きます。11款２項１目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

11款４項２目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

12款１項１目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

13款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第6号に対する質疑を終結いたします。

日程第10 議案第7号

○議長（品川義則君）

日程第10. 議案第7号 平成30年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の22ページをお開きください。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次、第1表。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

歳出の部。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。

歳入5款1項1目。牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

2節のところですか。保険者努力支援分と特別調整交付金分で、説明では合わせて800万円ほど組んでいたが、930万円になったというような説明でメモしていますが、ここの説明がもう一回聞きたいなと。済みませんが、詳しくお願いします。

○議長（品川義則君）

吉田住民課長。

○住民課長（吉田茂喜君）

保険者努力支援分と特別調整交付金分の御説明をいたします。

委員会の説明があんまりというか、詳しくしていなかったようなところがあります。保険者努力支援分ということで、当初800万円計上しております。特別調整交付金分ということで当初458万2,000円計上しております。このところで、保険者努力支援分という県からの交付金が924万5,000円で金額の確定がございました。その配分として、保険者努力支援分ということで3分の2、特別調整交付金分ということで残りの3分の1を配分して町のほうに受け入れるということになりました。ですので、保険者努力支援分ということで800万円を計上しておりましたけれども、マイナス177万6,000円計上させていただきまして、こちらの分が622万4,000円、特別調整交付金分ということで302万1,000円を計上させていただきまして、622万4,000円足す302万1,000円で924万5,000円の保険者努力支援分という総額になります。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

9款4項1目、3目、5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

歳出に移ります。2款1項1目。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

療養給付費、これは財源内訳で特定財源と一般財源、一般財源に移っとつとですけど、この財源内訳の変更の理由について説明ください。

○議長（品川義則君）

吉田住民課長。

○住民課長（吉田茂喜君）

3款の項目でよろしかったですか。3款の、7ページの項目ですね。（「5ページ」と呼

ぶ者あり） 5 ページ、済みません。

○議長（品川義則君）

5 ページ、2 款 1 項 1 目です。

○住民課長（吉田茂喜君）

こちら 3 ページの県支出金の県補助金の額が——済みません。財政調整基金の800万円の減と一般予備費の減1,209万3,000円、それに国民健康保険事業費納付金のほうから——済みません。（「意味わかつちゃっでしょう」と呼ぶ者あり）県の支出金のマイナス分と——済みません。保険給付費で補正額が高額療養費ということで1,043万円計上しております。その中から県の支出分として普通交付金の分がマイナス1,846万5,000円となっておりますので、その結果、一般財源として2,889万5,000円充当する必要がございますので、その財源内訳の変更ということでございます。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

済みません、よくわかりません。質問内容御存じだと思うんですが、なぜ国、県から支出金を充てとったのに、それば削除して一般財源を充てるようになったつかということなんですよね。ちょっとよく意味がわからなかったのですが、簡単にわかりやすく言ってくれんですか。

○議長（品川義則君）

吉田住民課長。

○住民課長（吉田茂喜君）

通常、給付金については県の補助金、歳入歳出が当初は同額で組んでおります。ただ、今回、県の支出のほうで歳出見込みが少し減っているということで、県の普通交付金の確定が参りました。その額が14億1,360万円ということで見込みが出ております。14億1,360万円となりますので、マイナスの1,846万5,000円を計上させてもらっています。ただ、保険給付費につきましてはまだあと二ヶ月ほど歳出見込みがございますので、同額に組んでしまうと、歳出できなくなるおそれがありますので、歳出分は、医療費分は少し上増しをしてから計上しております。ですので、保険給付費の財源として上増しをしていますので、国庫分を少し下げているということで、マイナス2,889万5,000円を国庫から落として、その分、歳出不足

を補うために一般財源を少し上増しをさせて計上させていただいているというところです。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。（「よかです」と呼ぶ者あり）

ほかにごいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

では、6 ページ、2 款 2 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

7 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10 款 1 項 1 目、予備費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第 7 号に対する質疑を終結します。

日程第11 議案第 8 号

○議長（品川義則君）

日程第11. 議案第 8 号 平成30年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の25ページをお開きください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

26 ページ、第 1 表。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

27ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。

歳入4款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

歳出2款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第8号に対する質疑を終結します。

日程第12 議案第9号

○議長（品川義則君）

日程第12. 議案第9号 平成30年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の28ページをお開きください。重松議員。

○9番（重松一徳君）

28ページの第3条、収入第4項の基金繰入金の分なんですね。当初は5,254万円組んでいた部分で、500万円を戻すという形で、最終的には4,754万円を基金から繰り入れたと。じゃ、今、基山町の下水道基金は平成29年度末で1億5,500万円ぐらいだったんですね。そして、4,700万円使ったもんだから、平成30年度末では1億800万円ぐらいしか残らないと。そして、平成31年度ではまた約5,000万円から基金から繰り入れると。そうすると、基山町の下水道基金というのは平成31年度の終わりになったら、残り5,000万円しかないんだと。平成32年度になったら基金を食い潰すという形になってくるんですね。そうすると、基山町の下水道の全体計画の見直しも今後されますし、きのうの答弁で言われたように、合併処理浄化槽の維持管理費も下水道の特別会計から今度入れていくというふうになれば、この下水道の事業がなかなか健全運営できなくなってくるんじゃないのかというふうに思いますけれども、この基金、起債の部分もあるんですけれども、この基金についてどのように担当課長は

思われているのか、状況をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

下水道会計につきましては、議員おっしゃるように、非常に基金は減っていております。今回、平成31年度に全体計画の見直しを行います。それにあわせて、現在流域変更の協議が進んでおりますので、そういった中から今度、処理面積が今までの暫定から計画に移ることが可能となってまいります。そういった効率的な、要は区域も、工場等、大口の区域等も今後入ってくる見込みもございますので、平成31年度にそういった財政計画をしっかりと立てて、ただ、基本的にはこれは受益事業となっておりますので、使用料等もいつの時期かそういった財政計画のもとでまた適正な価格に定める部分もあるかと思いますが、現時点では今言いましたように、全体計画を平成31年度に定めますので、その中で計画を検討していきたい、そういった財源の部分を含めた検討をしていきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

それこそ、例えば営業収入を含めて、下水道の料金体系をどうするのかというふうな全体的な下水道事業の全体計画の変更の中には、当然こういうところも含まれてくるんだろうと思いますし、認可区域の拡大をどうしていくのかということも含まれてくると思うんですね。その辺を私たちは体系的にわかりやすく説明を受けないと、なかなか企業会計だけでは読み取れない部分がたくさんあるんですね。この辺を今後出されるときには、説明資料として出させていただくようお願いしておきます。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次に、補正予算書に関する説明書に入ります。

1 ページをお開きください。実施計画兼事項別明細書です。収入の部。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

支出の部。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

9 ページです。予定キャッシュ・フロー計算書。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10ページ、予定損益計算書。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

12ページ、予定貸借対照表。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第9号に対する質疑を終結します。

ここで暫時休憩いたします。

～午後1時37分 休憩～

～午後2時18分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

ただいま町長から議案第3号の訂正請求の件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、議案第3号の訂正請求の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第3号の訂正請求の件

○議長（品川義則君）

追加日程第1. 議案第3号の訂正請求の件を議題とします。

町長から議案第3号の訂正請求がありましたので、訂正の理由の説明を求めます。松田町

長。

○町長（松田一也君）（登壇）

平成31年議案第3号の訂正について説明させていただきます。

平成31年議案第3号 基山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、条例中の語句に誤りがあり、訂正をさせていただくものでございます。

具体的には、第13条の第2項の中の「措置」を「据置」に訂正するものでございます。

ぜひ訂正の請求につきましてよろしくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

町長の訂正理由の説明が終わりましたので、議案第3号の訂正に対する質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第3号の訂正に対する質疑を終結します。

ここでお諮りします。ただいま議題となっています議案第3号の訂正を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、議案第3号の訂正を許可することに決定いたしました。

ここで議案第3号に対して中牟田課長の発言に対する訂正の申し出がありますので、許可をいたします。中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

午前中に御審議いただきました議案第3号 基山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についての御説明の中で、「措置」という言葉を使っておりましたが、「据置」ということで訂正をお願いいたします。まことに申しわけありませんでした。

日程第13～17 議案第10号～議案第14号

○議長（品川義則君）

日程第13. 議案第10号から日程第17. 議案第14号までを一括議題とします。

ここでお諮りします。議案第10号 平成31年度基山町一般会計予算、議案第11号 平成31年度基山町国民健康保険特別会計予算、議案第12号 平成31年度基山町後期高齢者医療特別

会計予算、議案第13号 平成31年度基山町下水道事業会計予算、議案第14号 平成31年度基山町一般会計補正予算（第1号）について、予算特別委員会に付託することについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、議案第10号から議案第14号までを予算特別委員会に付託することに決定いたします。

日程第18 諮問第1号

○議長（品川義則君）

日程第18. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、諮問第1号に対する質疑を終結します。

日程第19 報告第1号

○議長（品川義則君）

日程第19. 報告第1号 基山町土地開発公社の事業報告についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、報告第1号に対する質疑を終結します。

以上で質疑の全てを終結します。

日程第20 委員会付託

○議長（品川義則君）

日程第20. 委員会付託を議題とします。

ただいまより議案付託表を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（品川義則君）

ただいま議案付託表を配付しましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

お諮りします。会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、議案付託表記載どおり、これを総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会、予算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

本日の会議は以上をもって散会とします。

～午後2時25分 散会～